

長期間ご利用のない貯金口座解約にかかる取扱いについて

三重県信用農業協同組合連合会

普通貯金規定では、貯金者によるご利用が「一定の期間」なく、かつ残高が「一定の金額」を超えることがない場合には、貯金取引を停止し、貯金口座を解約することができる旨、規定しております。

今般、当会では、長期間ご利用のない貯金口座が盗難・紛失等により犯罪に利用されることを防止する観点等から、規定における「一定の期間」ならびに「一定の金額」を以下のとおり設定させていただきますとともに、要件に該当する貯金口座につきまして、お客様に通知させていただくことにより解約をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

貯金者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 「一定の期間」ならびに「一定の金額」の設定について

一定の期間	3年
一定の金額	0円

※3年以上貯金者によるご利用がなく、かつ残高が0円を超えることがない場合には、貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより口座を解約できるものとしてします。

2. 適用開始日

令和3年6月1日

以上

(参考) 普通貯金規定第14条第4項の条文

この貯金が、当会が別途表示する一定の期間貯金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当会はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとしてします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとしてします。

上記内容につきまして、ご不明な点等がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【本件に関するお問い合わせ先】
三重県信用農業協同組合連合会
資金部 資金課
TEL 059-229-9038